農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第10条に基づき 農用地利用集積計画(一括方式)を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の 縦覧に供する。

なお、農用地利用集積計画(一括方式)による農地中間管理機構(公益財団法人高知 県農業公社)からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益 団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和6年11月20日

農地中間管理機構公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積計画(一括方式)の概要

申請年度·番号		賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
6年	第178号	宿毛市山奈町山田字島田	286-1	5年
		宿毛市山奈町山田字宮ノ後	362-1	5年
		宿毛市山奈町山田字宮/後	362-2	5年

2 縦覧期間・方法

令和6年11月20日(水)から令和6年11月27日(水)まで 機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中

郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について 意見のある方